

## 計量法施行令の要点

日本計量新報掲載より（平成5

年10月）

以下の解説は平成5年10月6日に公布された計量法施行令の要点を日本計量新報紙上に掲載したものである。（同年10月17日号から三回にわたって連載）【解説は藤原論説員】

### 計量法施行令の要点

「計量法施行令」および「計量法附則第十九条第一項の日を定める政令」が、平成5年10月6日に公布された。11月1日にいよいよ動き出す（施行される）新計量法の細部についての規定であるが、ひきつづいて近く出される通商産業省令（規則）と合せて新計量法の全容が明らかになる。

新計量法は現在の計量法とくらべると準用規定が多くて理解が困難であり、さらに政令・省令への委任事項が多いため、その公布を待たなければ全容がわからない。それだけに11月1日施行を間近に控えてぎりぎりの公布というのは、いかにも遅すぎた感はいない。

新計量法の主な政令としては、今回の政令と、つづいて近く公布される「手数料」に関するもの、すでに公布された「計量単位令」「特定商品の販売に係る計量に関する政令」である。現在の「検定検査令」「基準器検査令」は廃止されて、今回の施行令に一部が包含されたという形である。

従来は政令（検定検査令、基準器検査令）に規定されていた器種ごとの種類や公差などに関する技術基準の部分は省令（特定計量器検定検査規則、基準器検査規則）に移される。

新計量法は「特定計量器」だけを規制の対象とし、それらだけを例外の一部を除いて検定対象にしたため、政令上は複雑な仕組みがなくなり理解しやすくなった。しかし省令事項が極めて多くなったため、理解しやすさがそのまま通るかどうかが。

また、従来は計量法施行令の中に規定していた「指定商品」に関する部分も、すでに公布された「特定商品の販売に係る計量に関する政令」として独立させたことも、条文を見やすくしている。

以下、今回公布された「計量法施行令」のうち、目のつく諸点を紹介する。

#### 《みなし証明の定義と対象》

新計量法は、取引・証明に使用される計量器を規制することを軸に組みたてられているが、このうち「証明」の定義を次のように定めている。

「公に又は業務上他人に一定の事実である旨を表明することをいう」(計量法二条二項)

これに該当するものは、公権力の発動、つまり課税や各種規制など計量にかかる行政処分のもとなもの、事業としての証明を行なう計量、或いは法律等にもとづき濃度等を一般に公表するものなど、様ざまなものが考えられる。

ところが計量法はこのほかに「みなし証明」といって、取引や証明ではないが、証明とみなして、計量法の規制の対象としているものがある。新計量法は次のようにきめている(現行計量法でも規定している)

「車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であって政令で定めるものは、この法律に関しては、証明とみなす」(計量法三条三項)

今回の計量法施行令第一条はこの「証明とみなされるもの」として次の二つを規定している。

鉄道車両の運行に関する圧力の計量

高圧ガスの製造に関する温度又は圧力の計量

そして、さらに具体的には通商産業省令で定めることにしている。この省令は本稿執筆中に公布されたが(計量法施行規則)これによると鉄道関係の各種規則等で備え付けなければならない圧力計による圧力の計量、製造施設に関する通産省告示による温度計による計量と圧力計による計量などを定めている。

#### 《特定計量器と関係条文》

さきに述べたように、新計量法は取引証明に使用される計量器だけを規制するが、その計量器を「特定計量器」といい、この特定計量器を中心に各種規制を加えている。

新計量法は「計量器とは計量をするための器具、機械又は装置」のことをいい、このうち「特定計量器」を、次のように定めている。

「取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう」(計量法二条四項)

この特定計量器については製造・修理・販売事業を届出制とするのをはじめ、型式承認

や検定検査の対象とし、そのための基準器の指定や検査などさまざまな規制を行なっている。

「特定計量器」の主なものを挙げておく（施行令二条）。

## 《長さ計》

### 一、タクシメーター（従来はタキシメーター）

従来はタキシメーターは回転尺のひとつとして慣例的に「長さ計」の一種とされてきた（昭和41年改正前の計量法では「長さ計」と規定）。今回の改正により、その長さ計の範ちゅうに入るものはタクシメーターだけとなり、それ以外の長さ計はすべて特定計量器から削除された。従来から「ものさし」と称されてきた直尺や巻尺、酒造尺、才取尺などは計量法対象のものではなくなる。

「ものさし」や「ます」は、かつては度量衡の中心であったが、徐々にそれらを中心とする規制がとり払われ、今回の計量法施行令をもって、すべてその名が消えてしまうこととなる。

ただし、基準器として「基準巻尺」は残る見込みである。これは通商産業省令で定めるものに用いる計量器を指定し、その検査を行なうため（法百二条一項）そこには「長さ計」という区分を設けている（施行令二十五条）。

## 《質量計》

### 二、質量計のうち次に掲げるもの

#### イ、非自動はかり

(1)目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差）が十 $\frac{1}{1000}$ 以上であって、目盛標識の数が百以上のもの）

(2)手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう）が十 $\frac{1}{1000}$ 以上のもの

(3)自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計）

#### ロ、表す質量が十 $\frac{1}{1000}$ 以上の分銅

### 八、定量おもり及び定量増おもり

《秤量は無制限》 質量計のうち、どれを特定計量器にするかは、審議会答申が出されたあとも、法文化作業の段階で問題がでてきた。結局は「目量が十 $\frac{1}{1000}$ 以上で目量の数が百以上のもの」ということになり、現行のような秤量と最小目盛の割合いや秤量の制限がなくなり、従来は秤量/最小目盛（感量）が一万分の一未満のものは検定対象外にしていた枠をとり払った。しかし、検定の必要な取引証明に使用される質量計は、二万分の一を限度にそれ未満のものは研究・分析用に限られるから、実際にはそれほど極端な変化はないだろうとみられている。一万分の一から二万分の一の間のもに、新たに検定のいるものが若干出てくるだろう。ただ、型式承認の技術基準、とくに公差は極端に微小な数値になるだけに、従来の考え方の変更が求められてくる。

従来検定除外となっていた「中抜け」のものも特定計量器として検定対象となり、このほか誘電式はかり、電磁式はかりなど新しい器種（別項）も次つぎと対象となり、質量計にまつわる検定対象と対象外の区別のむずかしさが一挙になくなった。

答申と比較して最終的には「手動天びん及び等比皿手動はかり」「おもり」が特定計量器に追加された。

《検定除外のもの》 一方、特定計量器になったが、「検定除外」（例外的なもの）とされたものは次のものである（施行令五条）。これは過積載法にもとづく規制の実態をふまえたための措置である。

平方メートルで表した載せ台の面積をトンで表したひょう量の値で除した値が0.1以下のもの マットスケール、ロードメーターなど

ひょう量が0.5トン以上であって、載せ台の幅が四百ミリメートル以下のもの 車検時に使用されるもの

自重計

《新規検定対象のもの》 今回新たに検定対象となったものは、さきに誘電式・電磁式はかりなど例示したが、そのほか次のものが含まれる。

圧力式指示はかり

差動変圧器式はかり

磁わい式はかり

ひょう量三十kgを超える光電式はかり

圧電式はかり

放射線式はかり

直示天びん

一万分の一未満のもの

《新規検定は平成6年8月》

このように今回新たに検定対象となるものはかなりあり、また実際に一般に使われているため、新計量法の適用に際して施行令は経過措置をとっている。

つまり検定は平成6年8月1日以後に開始（施行令附則八条二号）その後は同10月31日までは検定証印が付されていなくても取引証明に使用することができる（施行令附則三条）。ただしそれ以後は都道府県知事（又は特定市長）に届け出て当該はかりに届出済証を付すと、その届出済証は平成13年10月31日までは、平成3年10月以前の年月が表示された検定証印とみなされる（施行令附則四条四項）。

《定期検査の対象と期限》

定期検査の対象器種は、施行令十条の規定により、

非自動はかり（検定対象外のものを除く）、分銅・おもり

## 皮革面積計

などで、その定期検査実施の周期（計量法二十一条一項）は、はかり・分銅・おもりは二年、質量計ではないが皮革面積計は一年とされた（施行令十一条）。

また新計量法によって検定証印には検定時の年月を表示することになり、その結果、在庫品の販売時と定期検査実施時期との関係について大きな問題となったが、結局、はかり・分銅おもりは一年、皮革面積計は六月（施行令十条二項）と一般的に規定し、附則五条により、非自動はかり、分銅及びおもりのうち、通商産業省令で定めるものについては、当分の間「一年」を「三年」とする。ただし、検定証印の年月から三年を経過していないときは、当該はかりを入手した日以後において、当該所在地を区域とする定期検査が行なわれた場合はその日まで、としている。

旧来の検定のあるはかり等には通産省令で定める証票を付し、その証票は旧来の検定証印とともに平成5年10月の表示がなされた検定証印とみなされる（施行令附則五条）。

この定期検査期間と検定証印の年月表示の問題は、本紙上でもたびたび報道したように、製造・販売事業者から極めて大きな問題として指摘され、通産省もその対策に力を入れ、その結果、ようやく一応の解決をみたといえる。

## 《温度計》

三、温度計のうち次のもの。

### イ、ガラス製温度計

(1)30 以上 360 以下のもの（転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計、隔測温度計を除く）

(2)ベックマン温度計のうち、温度の上昇の計量に使用するもの

(3)ガラス製体温計

ロ、抵抗体温計（電気抵抗の変化をもって、体温を計量する温度計であって、最高温度保持機能を有するもの）

《規制全廃と検定除外》 この(1)のうち、気象業務法によって証明に用いる温度計で同法による検定合格又は合格すると気象庁長官が認めたものは、計量法の検定は除外される（施行令五条十一号）。

従来は検定の行なわれていた圧力式温度計、バイメタル式温度計のほか、検定対象とはなっていなかったが事業登録などのあった接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計、隔測温度計などが特定計量器からはずされ全くの無規制となった。転倒式温度計は現在でも法定計量器からは除外されている。

「金属製温度計」関係一切も特定計量器からはずれたが、ここに至るまで業界関係団体は除外反対を表明し、通産省にも特定計量器とするよう要望していたが、最終的には要望が入れられなかった。

《電子体温計》 長期にわたって懸案になっていた「電子体温計」（抵抗体温計）がよ

うやく特定計量器として検定対象となった（検定開始は平成7年11月1日）。そして翌8年5月1日からは検定付以外は取引証明に使用できない。ガラス製温度計と全く同等の規制対象となる。

なお現行計量法では、取引証明用に関係なく、すべて検定が必要なものとしてガラス製体温計とアネロイド型血圧計が指定されていたが、今回はこの二器種に加えて、抵抗体温計も指定された（施行令十五条）

#### 《皮革面積計》

#### 四、皮革面積計

これは主として皮革の取引に使用されるが、皮革は今回も特定商品として量目公差が設けられている（特定商品の販売に係る計量に関する政令 7月9日公布）。非自動はかりとともに定期検査の対象となっており（施行令十条）、周期是一年（はかりは二年）である。

検定後の定期検査免除期間は、はかりは一年（ただし当分の間は三年）だが、面積計は六月（施行令十条）となっている。

#### 《体積計》

#### 五、体積計のうち次のもの（カッコ内年数は検定の有効期間を定めたもの）

##### イ、積算体積計

- (1)水道メーター＝口径 350 ミリ以下（8年）
- (2)温水メーター＝口径 40 ミリ以下（6年）
- (3)燃料油メーター＝口径 50 ミリ以下（50 リットル以上の定体積の給油に使用のものを除く）（5年）

【注】このうち粘度が 0.1 パスカル秒を超え、又は温度が - 20 より低く、若しくは 50 を超えるものの体積の計量に用いるものは検定適用除外（施行令五条）

- (4)液化石油ガスメーター＝口径 40 ミリ以下で液化石油ガスの充てん機構のあるもの（3年）

- (5)ガスメーター＝口径が 250 ミリ以下（実測湿式を除く）（種類によって7～10年）

【注】圧力が 10 キロパスカルを超えるものは検定適用除外（施行令五条）

- (6)排ガス積算体積計（検定適用除外）

- (7)排水積算体積計（検定適用除外）

#### ロ、量器用尺付タンクのうち自動車に搭載するもの

最近、取引等に広く使われるようになってきた温水メーター、電磁式水道メーター、フルイディック式ガスメーター、タービン式ガスメーターなどが特定計量器として新たに規制されるが、実測湿式ガスメーターが規制外となった。

一方体積計としての「ます」および「化学用体積計」はすべて規制からはずれて全くの

野放しとなった。これらのものは従来は法定計量器ではあるが、多くのものが検定除外とされていたが、ついにこの最も原始的なものは、「ものさし」とともに計量法の規制からはずれる運命となった。

また、水道メーター、温水メーター、燃料油メーターのうち使用最大流量が一リットル毎分以下のものおよびガスメーターは、立入検査によらない検定証印等の除去ができる(施行令三十一条)。計量法は必要な場合に立入検査(一四八条)を行ない、不良計量器の検定証印等を除去するが、例外的に立入検査によらないで証印等を除去することもできる(一五四条)。これはガスメーター、水道メーター、電気メーターなどのように、使用する場所が一般家庭の住居などにあり、立入検査は不可能になるため、立入検査でない検査を行ない得るように現行計量法を踏襲している規定である。

#### 《流速計、流量計》

六、流速計、流量計のうち次のもの。

イ、排ガス流速計

ロ、排水流速計

八、排ガス流量計

二、排水流量計

以上のものはすべて検定除外となっている。従来も法定計量器として規制は受けていたが検定除外とされていた。

#### 《密度浮ひょう》

七、密度浮ひょうのうち次のもの。

イ、耐圧密度浮ひょう以外のもの

ロ、耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスに使用のもの

現在は耐圧密度浮ひょう以外の浮ひょう型密度計は目盛の下限と上限をきめて検定対象としていたが、今回すべてが検定対象となる。また耐圧密度浮ひょうは従来は検定除外であったが、液化石油ガスの密度の計量に用いるものに限って検定対象とした。

#### 《アネロイド型圧力計》

八、アネロイド型圧力計のうち次のもの。

イ、圧力が〇・一メガパスカル以上二〇〇・ニメガパスカル以下のもので、最小の目量が計ることができる最大の圧力を最小の圧力の差の一五〇分の一以上のもの(蓄圧式消火器用のものを除く)

ロ、アネロイド型血圧計

この二機種は従来も検定対象であったが、今回は圧力の表示を従来の重量キログラム毎平方センチメートルをS Iのパスカルに換算している。

アナロイド型血圧計も、全品強制検定になっているもののひとつで従来と変りはない。

#### 《熱量計》

九、熱量計のうち次のもの。

イ、ボンベ型熱量計

ロ、ユンケルス式流水型熱量計

八、積算熱量計のうち口径が40ミリ以下のもので（有効期間6年）

積算熱量計の需要はますます増えてきており、住宅用が二万個、業務用が七五〇万個といわれ、住宅用はガスメーターと同じように使われているため、かねてから検定対象とすべきだという意見が強かったが、今回ようやく検定対象になった。これも水道メーター同様立入検査によらない検定証印等の除去ができる。

#### 《電気計器》

一〇、最大需要電力計、電力量計、無効電力量計

この電気計器は従来の検定対象と変わらない。また変成器付で使用するものとして、今回は施行令（六条）で、以上の三器種を指定している。

有効期間を設けており、最大需要電力計および無効電力量計は五年、電力量計は容量によって五年～一〇年となっている。また立入検査によらないで検定証印等を除去できることは水道メーター同様である。

#### 《照度計》

一一、照度計

従来はマクベス照度計は法定計量器から除外し、光電池式指針型照度計だけを検定対象（有効期間1年）としていたが、今回は照度計を全部検定対象にとりこんだ（有効期間2年に）。実際には「デジタル照度計」が現行に追加された形で、これは平成6年8月1日から検定が開始される。

#### 《騒音計・振動計》

一二、騒音計

一三、振動レベル計

騒音計は聴覚騒音計、振動レベル計は電子式および電圧式以外のものは法定計量器でなかったが、今回全器種を特定計量器とした（検定有効期間3年）。振動加速度レベルは今回新たに計量証明事業の登録対象に加えられた。

#### 《濃度計》

十四、濃度計のうち次のもの。

イ、ジルコニア式酸素濃度計

- (計ることができる最高の濃度が5%以上25%以下)
- ロ、溶液導電率式二酸化硫黄濃度計(同50ppm以上)
  - ハ、磁気式酸素濃度計(同5%以上25%以下)
  - ニ、紫外線式二酸化硫黄濃度計(同50ppm以上)
  - ホ、紫外線式窒素酸化物濃度計(同25ppm以上)
  - ヘ、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
  - ト、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
  - チ、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計(最小目量が100ppm未満のもの、最小目量が100ppm以上200ppm未満のもので計ることができる最高の濃度が5%未満)
  - リ、化学発光式窒素酸化物濃度計(同25ppm以上のもの)

【以上検定有効期間5

年】

- ヌ、ガラス電極式水素イオン濃度検出器(検定有効期間1年)
- ル、ガラス電極式水素イオン濃度指示計(同3年)
- ヲ、酒精度浮ひょう(同5年)

濃度計は種類が多く、特定計量器はその種類ごとに計ることのできる最高濃度の範囲を設けて対象にしているものが多く、従来の検定対象のものと全く変わらないなか、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計だけが範囲の限定を変更している。従来、法定計量器ではあるが、検定対象になっていないものがかなりあったが、これらはすべて特定計量器からはずされた。この濃度計(酒精度浮ひょうを除く)はすべて使用方法が省令できめられる(施行令九条)。

また、新計量法は比較検査制度を将来は計量標準認証制度に置きかえる方向で、当面は比較検査制度を存置したがその対象計量器として酒精度浮ひょうだけに限定した(施行令三十四条)。これは従来の受検実績を考慮したもの。

#### 《浮ひょう型比重計》

十五、浮ひょう型比重計のうち次のもの。

- イ、比重浮ひょう
- ロ、重ボーム度浮ひょう
- ハ、日本酒度浮ひょう

現在はイ、ロ、ハ、の浮ひょうおよび軽ボーム度浮ひょう、エイ・ピー・アイ度浮ひょう、トワッデル度浮ひょう、牛乳度浮ひょうは、すべて法定計量器であり、計ることのできる目盛範囲をそれぞれ限定して検定対象としているが、今回からイ、ロ、ハ、の浮ひょうはすべて検定対象となり、あとの比重計はすべて特定計量器から除外された。このほか法定計量器であったが検定対象外の耐圧浮ひょう型比重計も特定計量器でなくなった。

## 《型式承認と基準器ほか》

《型式承認を行なう者》 型式承認を行なう者は、特定計量器のうち、最大需要電力量計および無効電力量計は日本電気計器検定所で行ない、その他の特定計量器は通商産業大臣となっている（施行令二十二条）。

《型式承認有効期間は5年》 型式承認は特定計量器ごとに有効期間を設けることにしている（法八十三条一項）が、すべて一律に五年とされた（施行令二十三条）。

《基準器検査を行なう者》 基準器検査を行なう者は、次のとおり（施行令二十五条）。

- 一、長さ計、質量計、面積計、体積計（いずれも通商産業省令で定めるもの）は都道府県知事
- 二、電流計、電圧計、電気抵抗計、電力量計、照度計は日本電気計器検定所
- 三、以上のもの以外は通商産業大臣

《指定製造事業者になるための検査》 届出製造事業者が指定製造事業者になるために受ける検査は次の者が行なう（施行法二十四条）。

- 一、積算熱量計、照度計、最大需要電力計、電力量計、無効電力量計は日本電気計器検定所
- 二、その他の特定計量器は都道府県知事

《有効期間を定めた計量器の修理義務》 新計量法は検定の有効期間のある特定計量器（施行令十八条）のうち、一定期間の経過後修理が必要なものとして次のものを指定した（施行令十二条）。

- イ、水道メーター
- ロ、温水メーター
- ホ、ガスメーター
- へ、積算熱量計
- ト、最大需要電力計
- チ、電力量計
- リ、無効電力量計

これは、有効期間後の再検定の場合、部品の劣化等が予想されるにもかかわらず、外観による構造検査と器差検査を中心とする検査だけでは、その後の有効期間中の性能を保証することは困難だということから、新計量法は再検定前に製造事業者又は修理事業者による修理を義務付けることにした（計量法五十条）が、これにともなう政令である。

## 《計量証明関係》

(登録を要しない場合)

計量証明事業は、国又は地方公共団体が行なう場合および政令で定める法律に基づいて登録・指定を受けた者は、計量法による事業の登録は必要としない(法一〇七条)が、その法律は次のものである(施行令二十七条)。

労働災害防止団体法

下水道事業センター法

作業環境測定法

浄化槽法

(計量証明事業に係る物象の状態の量)

一、大気、水、土壌中の物質の濃度

二、音圧レベル(聴感補正に係るもの)

三、振動加速度レベル(感覚補正に係るもの)

これによってすでに本法で定めている長さ、質量、面積、体積、熱量(以上一般計量証明事業)、濃度、音圧レベルのほか、今回新たに「振動加速度レベル」(以上環境計量証明事業)が追加された。

振動レベルの測定は騒音レベルの測定と同様に、最近日常的に行なわれていることを考慮したものである。

なおすでに振動加速度レベルの計量証明の事業を行なっている者は平成6年3月31日までは登録を受けないでその事業を継続できる(施行令附則十一条)。

#### 《家庭用計量器》

法五十三条による主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器(「家庭用」と通称、体温計、アネロイド型血圧計を除く)は次のものを指定している(施行令十四条)。

一、20 kg超～200 kg以下(従来は150 kg以下)の非自動はかりで体重に用いるもの

二、20 kg以下の非自動はかりで乳児用のもの

三、3 kg以下(従来は5 kg以下)の非自動はかりで調理用のもの

従来とくらべるとこれらのはかりについては秤量に若干の変更があるが、その他の板付ガラス製温度計、バイメタル式温度計、繊維製巻尺は全部はずされた。これらは近年の製造技術や部品精度の向上、或いはアクセサリーなどの使用の実態等を勘案したためであるが、バイメタル式温度計や繊維製巻尺は今回の「特定計量器」からもはずされており全くの無規制となった。

#### 《計量教習所受講者》

計量法（法一六六条）は、計量教習所の教習を受講しなければならない職員の範囲を政令できめることになっているが、今回の施行令でその範囲を次のようにきめている（施行令三十二条）。

一、都道府県・特定市町村の職員で次に従事する者

イ、検査、装置検査、定期検査（法一六条）

ロ、届出製造事業者が検定免除のための指定を申請する（指定製造事業者）際に行なう品質管理の方法の検査（法九十一条）

ハ、計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器の検査（計量証明検査 法一一六条）

#### 《特定市》

特定市町村は政令で定めることになっているが、従来どおりの八十五市を指定した（施行令四条）。

#### 《販売届出対象器種と関連修理事業》

次の特定計量器の販売事業を行なうものは都道府県知事に届出なければならない（施行令十三条）。

一、非自動はかり（家庭用はかりを除く＝別項参照）、分銅およびおもり

二、ガラス製体温計

三、抵抗体温計（電子体温計）

四、アネロイド型血圧計

新計量法によって従来の登録制が届出制に変更されたが、従来ははかりのうち、「一五〇kg以下の手動はかりおよび指示はかり（家庭用はかりを除く）」および「これらに使用する分銅・おもり」だけは販売登録が必要であった。逆にいえば規制が除々に縮小されて現在のように登録対象のものが少なくなった。

しかし、今回の新施行令によって特定計量器となった非自動はかり（家庭用のはかりを除く）はすべて届出対象となり、その範囲は拡大された。とくに特定計量器の非自動はかりとして光電式はかりはすべて対象（従来は秤量によって対象）となったほか、誘電式・電磁式ほか新器種のものも届出対象となったため、規制範囲は大幅に拡大された。

また、特定計量器となった「抵抗体温計」「電子体温計」も届出対象に追加された。

今回新たに登録対象となったもの（従来の基準分銅を含む）を販売している者は、平成6年3月31日までに都道府県知事に届け出なければならない（施行令七条）。

#### 【関連する修理事業】

従来の計量法は、販売事業者ができる附帯事業として一定の条件設備のもとに修理（一定の範囲に限る簡単な調整・修理）を認めていたが、新計量法はその附帯事業の規定を削

除した。

本稿執筆中に「計量法施行規則」が 10 月 25 日に公布されたが、これによると従来販売事業者が附帯事業として行なってきた修理の範囲の大部分は製造・修理事業者でなければ修理ができないことに規制が強化された。(施行規則十、十一条)。この結果、従来どおりの販売事業を行なう者は改めて修理の事業の届出をすることになる(施行規則附則五条)。ただ、規制が強化されたといっても、販売・修理事業は従来の登録制から届出制になった結果、販売事業は従来の登録要件もなくなったため、法文体系全体からみると必ずしも規制強化とはいえないかも知れない。